

東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業実施要綱

	平成27年1月21日26福保医政第1283号
一部改正	平成28年1月5日27福保医政第1673号
一部改正	平成28年12月21日28福保医政第1624号
一部改正	平成29年12月26日29福保医政第1762号
一部改正	令和元年12月13日31福保医政第1507号
一部改正	令和2年5月22日31福保医政第2180号
一部改正	令和3年3月3日2福保医政第1886号
一部改正	令和5年3月29日4福保医政第2286号

(目的)

第1 この事業は、地域医療を担う医療機関間の切れ目のない継続した連携を推進するため、東京都全域においてデジタル技術を活用したネットワークを構築し、診療情報の共有等を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、他の医療機関に対し診療情報を開示する都内医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者をいう。）の開設者とする。

なお、連携医療機関との間で診療情報の共有について合意していることを要する。

(事業内容)

第3 医療機関が既に整備している電子カルテシステムやオーダーリングシステムなど（以下「医療情報システム」という。）を利用して、医療機関同士が円滑に情報共有を行うためのデジタル技術を活用した医療連携ネットワーク構築を支援する。

(整備対象等)

第4 整備対象及び導入システムの規格等

1 この事業では、以下の整備を対象とする。

- (1) 地域医療連携での情報共有に必要なシステムの導入、更新（サーバー等機器導入、システム設計・開発、ネットワーク構築、セキュリティ強化、取付工事を含む。）
- (2) (1)のサーバーに用いる無停電装置の設置
- (3) 連携する各機関の既存の医療情報システムを、(1)のサーバーに対応させるための改修
- (4) 医療機関内のシステムが停止した際に、(1)のサーバーからデータを参照するためのソフトウェアの設計・開発・導入
- (5) 当該システムで利用するための保健医療福祉分野の公開鍵基盤（以下「HPKI」という。）導入（ICカード申請・配布等、ICカードリーダー導入を含む。ただし、国が実施する電子処方箋導入促進のためのHPKI普及事業により補助を受けている場合は対象外とする。）

2 1以外のものは整備対象外とする。特に以下については注意すること。

- (1) 維持・管理は対象としない。
- (2) 地域医療の連携を目的としない医療機関内の医療情報システムの導入又は更新は対象としない。
- (3) 用途がこの事業の目的に限定されない機器類及び用品の購入は対象としない。

3 導入システムの規格等

- (1) 将来、広域的なネットワークに参加することを前提として、相互互換性や拡張性に考慮した整備を行うこと。
- (2) 患者の診療情報を医療機関間で共有するに当たっては、複数の医療機関の情報を集約して閲覧できるようなシステムを構築することとし、データセンター側で編集しダイレクトに表示を行う方式や、各医療機関の情報システムからサーバーに情報を集約して記録し、その情報を表示する方式等とすること。
- (3) 診療情報の保存・管理には、厚生労働省が平成18年度に行った「厚生労働省電子的診療情報交換推進事業」を基にした「SS-MIX2 標準化ストレージ」の仕組みを用いること。
- (4) 当事業により整備されるシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格及び厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野）のうち該当するものを使用し、最新の状況を反映するよう留意すること。
- (5) 医療機関間の患者IDの対応付けには特定のベンダーに依らない方法を採用すること。
- (6) 診療情報提供書等を電子的に発行する場合は、HPKIによる仕組みによること。ただし、1(1)の「地域医療連携での情報共有に必要なシステムの導入」以外でこれにより難しい場合は、都と協議すること。
- (7) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。
また、患者の診療情報を共有する場合、他の医療機関の情報参照時又は情報提供時には、患者本人の同意を得ること。
- (8) 利用者の職種等によって参照可能範囲や期間を限定するなど、アクセス権限の在り方に十分な配慮をすること。
- (9) 医療連携を行う各機関の合意を事前に得ること。
また、各機関は定期的に協議を行うなど、十分な協力体制の上で計画・利用を進めること。
- (10) 非常時に参照できる機能を有する場合、平常時とは異なる状況であることを考慮して別途設計し、その運用等も含めて簡潔なマニュアルを作成するなど、非常時を想定した仕組みとすること。
- (11) 業務負担の軽減など、デジタル技術導入によって改善したい目的を明確にし、そのために必要なシステムを導入することで、長期的運用も含めてコストとメリットのバランスを考慮したシステムを導入すること。
- (12) 連携医療機関及び登録患者の拡大に向けた取組を行うこと。
- (13) 公益社団法人東京都医師会の東京都全域を対象とした医療連携ネットワークである「東京総合医療ネットワーク」へ「データ開示施設」としての参加に向けて具体的な取組を行うこと。

(14) 事業の効果検証のため、補助金の交付年度から5年間、構築したシステムの実績、効果、課題等にかかる調査（別紙様式）を提出するなど、都に協力すること。

（その他）

第5 この要綱に定めるもののほか、東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。